

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」に関する意見募集の実施について

平成25年12月25日
高等教育局私学部参事官室

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会では、本年3月に著しく重大な問題を抱える学校法人に対し、私立学校法に基づき解散を命じたことについて、解散命令等に係る所轄庁の一連の対応過程を改めて検証した上で、現行の学校法人制度上の課題及び今後の対応の在り方について報告をまとめました。

この報告書を踏まえ、文部科学省では、私学の自主性を尊重しつつ、運営に重大な問題のある学校法人に対して的確かつ効果的に対応できるよう、所轄庁が学校法人に対して立入検査や必要な措置を命ずることができることとするなど、最終的な措置としての解散命令に至るまでの間に段階的な措置を整備することについて検討を行っております。

つきましては、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」に関し、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、以下の要領にて意見募集を行います。

皆様から頂きました御意見につきましては、新たな制度的対応の在り方の検討の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

【1. 資料の具体的内容】

→別添「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成26年1月24日 必着
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省高等教育局私学部参事官室 宛

FAX番号：03-6734-3395

電子メールアドレス：sigsanji@mext.go.jp

(判別のため、件名は【「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」への意見

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学する学校段階を表記。）
- ・住所

- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

（高等教育局私学部参事官室）